

## 第2章 第2次行財政改革プランの基本方向と取組概要

### 1 第2次行財政改革の基本的な考え方

第1次改革プランで示した基本的な考え方は、本市の厳しい財政状況が「単に一時的な税収減がもたらした結果ではない」との認識のもとに、高度経済成長の終焉や本格的な少子高齢社会の到来といった環境変化に的確に対応し、市民生活の安定と向上を図りながら持続可能な行財政制度の構築をめざしていくことを示したものであることから、こうした基本的な認識については第2次行財政改革プラン（以下、「第2次改革プラン」といいます。）においても変更する必要はないものと考えます。

したがって、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランの基本的な考え方を継承することとします。

### 2 第2次改革プランの基本方向と取組概要

#### (1) 改革の基本方向について

先に述べたように、本市の行うべき改革は、単にコストカットを徹底して行い、経費の節減を行うことではなく、ピラミッド型の人口構造や右肩上がりの社会経済のしくみを前提としたこれまでの行財政運営を抜本的に見直し、限られた財源や資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うとともに、市民との協働を推進して、地方分権時代にふさわしい行財政制度を確立することにあります。

したがって、第2次行財政改革においても、第1次改革プランで掲げた  
行政体制の再整備  
公共公益施設・都市基盤整備の見直し  
市民サービスの再構築  
の3つを柱とした改革を推進していくものとします。

#### (2) 第2次改革プランの取組概要について

##### 行政体制の再整備について

行政体制の再整備については、第1次改革プランに引き続き「3年間に約1,000人の職員削減」の目標を設定するなど、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」ことを目的に、今後とも最優先課題として改革を推進していきます。

具体的には、次の課題について改革の徹底を図ります。

- ア：効率的な職員配置の推進
- イ：簡素で効率的な組織機構の構築
- ウ：新たな人事制度の構築
- エ：新たな給与制度の構築
- オ：職員の意識改革の推進
- カ：公営企業の健全化の推進
- キ：出資法人改革の推進
- ク：指定管理者制度の活用

#### 公共公益施設・都市基盤整備の見直しについて

第2次改革プランでは、総合計画・実行計画における厳しい事業選択や事業の優先順位付けを踏まえて、計画に位置付けられた事業や施設整備を行うにあたっての効率的・効果的な取組や手法の転換、既存ストックの有効活用等を中心に、具体的には、次の視点から取組を進めます。また、土地開発公社の経営健全化等の総合的土地対策についても推進していきます。

- ア：施設・設備の長寿命化の推進
- イ：既存ストックの活用と時代要請への対応
- ウ：効率的で効果的な整備主体・手法の選択
- エ：既存計画の進捗状況等の適正な把握、見直し
- オ：市民との協働によるまちづくりの推進

#### 市民サービスの再構築について

第1次改革プランで示した「真に必要とする人々に、必要なサービスが、迅速に、適正な費用で選択的に提供される環境をつくりあげる」という基本的な考え方に立って、持続可能な施策展開と確かな財政基盤の確立をめざした改革を、次の基本的な課題を中心に推進します。

- ア：社会経済環境の変化に対応した施策の再構築
- イ：迅速で利便性の高いサービスの効率的・効果的な提供
- ウ：公共公益施設の有効活用の推進
- エ：市民協働による地域課題の解決
- オ：区行政改革の総合的推進

### 3 改革の進行管理及び総合計画との関係等について

#### (1) 改革の進行管理について

第2次改革プランに基づく取組期間は3年間(平成17年度～平成19年度)とし、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて実施内容の具体化及び見直しを行います。

また、改革の進捗状況については、市民や議会の皆様に適宜ご報告し、ご意見を伺いながら改革を推進します。なお、毎年度の取組結果については、全体がまとまり次第ご報告し、ご意見を伺います。

学識経験者や市民代表等で構成される委員会を設置し、改革の進捗状況を逐次ご報告して、ご意見を伺います。

#### (2) 総合計画との関係について

第1次改革プランは、「財政危機宣言」下における緊急措置として、当時の川崎新時代2010プラン「新・中期計画(第3次)」の計画内容について、主要な事業を中心に見直しを行ったものですが、今回の新たな総合計画は、2010プランそのものを抜本的に見直した上で、第1次改革プランで示した基本的な考え方に立ちながら、新たな政策体系に基づいて策定したものであることから、緊急措置をとった各事業についても、総合計画の中でその方向性や事業内容について新たな位置付けが与えられています。

したがって、政策体系の中に位置付けられる「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」及び「市民サービスの再構築」に係る各事業の方向性については、基本的には3か年の実行計画の中で、その内容を明らかにすることとしました。

なお、第1次改革プランで事業名を明示した事業や施策については、総合計画・実行計画での位置付け等も踏まえて、巻末に3年間の取組結果として一覧でとりまとめています。

#### (3) 川崎再生アクションシステム(事務事業総点検)の活用による改革の推進

総合計画と改革プランの着実な推進のために、事務事業すべてを対象に、解決すべき問題・課題の抽出や改善に向けた取組方策の検討を行うなど、改革プランの基本的な考え方に立って、引き続き「川崎再生アクションシステム(事務事業総点検)」を実施し、点検によって得られた成果を予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映します。

また、こうした取組を体系化することにより、P(計画)-D(実行)-C(評価)-A(改善)サイクルをしくみとして構築し、さらに、人事評価システムとの連携や事務事業を束ねた施策レベルでの評価等を通して、総合計画の実行計画や改革プランの進行管理を行います。

#### (4) 財政フレームについて

第1次改革プランでは、「従来手法を併用しながらも、平成21年度には収支を均衡させる」という目標を設定し、取組を進めてきました。

先にも述べたように、過去3年間の改革は当初掲げた数値目標を上回る財政的効果を挙げることができましたが、市税収入の伸び悩みや三位一体の改革の影響などにより、収支不足はむしろ拡大しているのが現状であり、全市的な取組による改革努力にもかかわらず、予定を上回る減債基金からの借入れが避けられない状況にあります。

しかしながら、減債基金からの借入れは、当面の財政運営にとって、改革を断行してもなお不足する財源を補填し、市民サービスを維持しながら改革を推進していくための最後の「抛り所」であり、この減債基金が底をつく前に、実行可能な財源対策（第1次改革プランでの表現で言えば「従来手法による財源対策」）を併用しながら収支の均衡が図れる状況を一刻も早く実現していく必要があります。

こうした状況を踏まえて、第2次改革プランにおいても、第1次改革プランで掲げた目標設定を踏襲し、「行政体制の再整備」、「公共公益施設・都市基盤整備の見直し」、「市民サービスの再構築」の3つの柱に沿った改革を一層強化することにより、「従来手法を併用しながらも、平成21年度には減債基金からの借入れを行わずに、収支均衡が図れるような財政構造とする。」という目標の実現をめざしていくこととします。